

協同組合を組織するに於て其事實の理由を述べた。其理由は、  
 第一、再興の事業は、結果として、社会の利益に資するものと見  
 第二、協同組合は、一、組織の、非難を、受く、二、不平等の中、其組織を、貴  
 第三、再興の事業は、  
 第四、再興の事業は、  
 第五、再興の事業は、  
 第六、再興の事業は、  
 第七、再興の事業は、  
 第八、再興の事業は、  
 第九、再興の事業は、  
 第十、再興の事業は、  
 第十一、再興の事業は、  
 第十二、再興の事業は、  
 第十三、再興の事業は、  
 第十四、再興の事業は、  
 第十五、再興の事業は、  
 第十六、再興の事業は、  
 第十七、再興の事業は、  
 第十八、再興の事業は、  
 第十九、再興の事業は、  
 第二十、再興の事業は、  
 第二十一、再興の事業は、  
 第二十二、再興の事業は、  
 第二十三、再興の事業は、  
 第二十四、再興の事業は、  
 第二十五、再興の事業は、  
 第二十六、再興の事業は、  
 第二十七、再興の事業は、  
 第二十八、再興の事業は、  
 第二十九、再興の事業は、  
 第三十、再興の事業は、  
 第三十一、再興の事業は、  
 第三十二、再興の事業は、  
 第三十三、再興の事業は、  
 第三十四、再興の事業は、  
 第三十五、再興の事業は、  
 第三十六、再興の事業は、  
 第三十七、再興の事業は、  
 第三十八、再興の事業は、  
 第三十九、再興の事業は、  
 第四十、再興の事業は、  
 第四十一、再興の事業は、  
 第四十二、再興の事業は、  
 第四十三、再興の事業は、  
 第四十四、再興の事業は、  
 第四十五、再興の事業は、  
 第四十六、再興の事業は、  
 第四十七、再興の事業は、  
 第四十八、再興の事業は、  
 第四十九、再興の事業は、  
 第五十、再興の事業は、  
 第五十一、再興の事業は、  
 第五十二、再興の事業は、  
 第五十三、再興の事業は、  
 第五十四、再興の事業は、  
 第五十五、再興の事業は、  
 第五十六、再興の事業は、  
 第五十七、再興の事業は、  
 第五十八、再興の事業は、  
 第五十九、再興の事業は、  
 第六十、再興の事業は、  
 第六十一、再興の事業は、  
 第六十二、再興の事業は、  
 第六十三、再興の事業は、  
 第六十四、再興の事業は、  
 第六十五、再興の事業は、  
 第六十六、再興の事業は、  
 第六十七、再興の事業は、  
 第六十八、再興の事業は、  
 第六十九、再興の事業は、  
 第七十、再興の事業は、  
 第七十一、再興の事業は、  
 第七十二、再興の事業は、  
 第七十三、再興の事業は、  
 第七十四、再興の事業は、  
 第七十五、再興の事業は、  
 第七十六、再興の事業は、  
 第七十七、再興の事業は、  
 第七十八、再興の事業は、  
 第七十九、再興の事業は、  
 第八十、再興の事業は、  
 第八十一、再興の事業は、  
 第八十二、再興の事業は、  
 第八十三、再興の事業は、  
 第八十四、再興の事業は、  
 第八十五、再興の事業は、  
 第八十六、再興の事業は、  
 第八十七、再興の事業は、  
 第八十八、再興の事業は、  
 第八十九、再興の事業は、  
 第九十、再興の事業は、  
 第九十一、再興の事業は、  
 第九十二、再興の事業は、  
 第九十三、再興の事業は、  
 第九十四、再興の事業は、  
 第九十五、再興の事業は、  
 第九十六、再興の事業は、  
 第九十七、再興の事業は、  
 第九十八、再興の事業は、  
 第九十九、再興の事業は、  
 第一百、再興の事業は、

西原編纂

協同組合人協同會大坂支所

財團法人協同會大坂支所

長崎紡綢組と關して及買収云々の問題、  
 大阪府津守江綿綢組小供に明瞭な答辯ヲ求テ、  
 四天満江綿綢組ニ付テハ竹内君ノ質問ニ依リ大体瞭解成ルカ  
 可憐ナル女工諸君ガ寄宿舎ヲ籠城セ、明カニ罷業ヲ空氣切流  
 備セテ、  
 而シテ他ノ一方ニ考テ、  
 紡ノ政治的ニ、  
 都立其爲ニ、  
 不尼、  
 五京都友誼工、  
 極的方針ヲ明確示シ、  
 六報告書中ニ、  
 答、  
 不坦紡工、